

2015 年 3 月 10 日

日本交通心理学会会員及び日本交通心理士会会員各位
適性診断認定(予定)事業所各位

第5回:

日本交通心理学会認定「交通カウンセラー」養成講座開催のお知らせ
(兼 国土交通省認定「第一種カウンセラー」資格要件研修)

日本交通心理学会
日本交通心理士会

2012年4月より、国土交通省の「自動車運送事業者に対する安全指導業務(適性診断・運行管理者に対する講習)への民間参入促進」措置により、交通心理士が、一定の条件付きで適性診断業務における「第一種カウンセラー」として選任されることとなりました。

当学会では、会員の適性診断認定機関と業務提携し、下記の日程で養成講座(第5回)を開催することになりました。

「交通心理士補」の方も養成講座を受講することが出来るようになりましたので、奮ってご参加下さいますよう、ここにお知らせ致します。

(ただし、第一種カウンセラーの資格を申請する前までに、交通心理士の資格を取得しておく必要があります)

ご注意

第5回養成講座は全7回ですが、そのうちの1日目はステップアップ講習会(必須)のカリキュラムを兼ねています。そのため、第5回の養成講座を受講される方は、ステップアップ講習会(2015年5月10日(日))を必ず受講して下さい。受講されないまま今回の講座を受講されますと、日本交通心理学会と提携している認定事業所から修了証を発行されません。**(ステップアップ講習会(必須)は別途申込みをして下さい)**

記

1. 開催場所： 東京 ※2			
2. 期日： 全7日	(1) 5月10日(日)	09:00~16:00	第一種研修 ステップアップ 講習会(必須)
	(2) 5月30日(土)	10:00~17:00	第一種研修
	(3) 5月31日(日)	09:00~16:00	第一種研修
	(4) 6月13日(土)	10:00~17:00	第一種研修
	(5) 6月14日(日)	09:00~16:00	第一種研修
	(6) 6月27日(土)	10:00~17:00	第一種研修
	(7) 6月28日(日)	09:00~16:00	第一種研修
3. 申込み期限：2015年4月30日(木) 必着			

4. 申込み方法：受講申込書（別紙2）にご記入のうえ、日本交通心理学会事務局あてに「F A X」にてお願い致します。

確認後、受講票及び受講料の支払い方法などについてのご案内を返送致します。

※1：参加人数が5名以下の場合は、開催を延期することがあります。

※2：予約状況により研修場所を変更することがあります。

ご注意：

- ・国土交通省認定第一種カウンセラー資格要件研修修了には、上記「第一種研修」と記載されている期日の研修を全て出席する必要があります。
- ・もし、途中で私事の理由により、受講できなくなった場合（欠席）におきましても「受講料」の返金は出来ません。あらかじめご了承ください。
- ・途中の欠席分に対する補講は別途ご相談に応じます。ただし、補講費用に関しましては別途必要（別紙1-B受講料参照）となります。こちらに関してもご了承ください。
- ・主任交通心理士の資格を有する方は、「交通心理学に関する事項」及び「カウンセリングの理論に関する事項」を省略することができます。
- ・臨床心理士の資格を有する方は、「カウンセリングの理論に関する事項」を省略することができます。

以上

<別紙 1>

交通カウンセラー養成講座「基礎講座Ⅰ」の開催内容

A 受講申込み 資格：	① 交通心理士（補）及び主任交通心理士 ② 産業カウンセラー、臨床心理士 （ただし、交通心理士補の方は、第一種カウンセラーの資格を申請する前までに、交通心理士の資格を取得しておく必要があります）
B 受講料：	① 当学会会員： 6 回課程 88,000 円＋教材費 4,000 円（テキスト代含む） （ステップアップ講習会（必須）の受講料は含まれていません） ② 当学会以外の方： 6 回課程 130,000 円＋教材費 7,000 円（テキスト代含む） （ステップアップ講習会（必須）の受講料は含まれていません） なお、状況により 1 回ごとの申込み（部分受講及び補講）を希望される場合は、次の参加費となります。 イ）当学会会員：15,000 円／回 教材費 4,000 円 ロ）当学会会員外の方：22,000 円／回 教材費 7,000 円
C テキスト：	① テキストは、国土交通省認定「第一種カウンセラー育成テキスト」日本交通心理学会/日本交通心理士会編を使用いたします。 ② 参考図書 東山紘久著「プロカウンセラーの聞く技術」創元社 ￥1,470 以上 2 冊、事前に目を通しておいってください。
D 講習修了後、 得られる資格：	① 日本交通心理学会認定「交通心理士（交通カウンセラー）」（予定）ただし、別途資格試験の受験（計画中）が必要となります。 ② 国土交通省認定「第一種カウンセラー」資格（要申請） ただし、第一種カウンセラーになるためには、国土交通省の適性診断実施認定要領に従い、別途事業所が認定機関となる申請が必要となります。国土交通省のホームページ等を参照してください。 http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html